

令尹ト爲、商標ト爲シテ復タ其非ヲ曉テシテ之ヲ
咎ル者アラン斯ノ如キハ則チ事業ノ盛ナランヲ祈ル
モ病ノ治セシムヲ願フモ到底得ヘカラサルナリ故ニ
今海運擴張ノ爲ニ加爾ナル保護ノ法ヲ設ルモ法ノ精
神ヲ以テアラ人ノ精神ニ依頼セス日本國ノ政府ニシ
テ日本國ノ造船航海ヲ保護シ今日ニ憚ル所ナク後世
ニ恥ル所ナク百令尹ノ新陳交代アルモ其法ノ動搖セ
サルコ百五十年ノ歲月ヲ存續シタル大英國ノ航海條
例ノ如クナレハ我豈毫モ異議アラサヌナリ（終）

天覽 卷之十二

れしとは過日の紙上より掲載せる所あるが其砌り午餐を終りせ玉ひし後ち山田參議山縣參事院議長大山陸軍卿曾我參謀本部次長其他將校の方々御前より西京地方の地圖を卓上に布き算木を以て諸兵とあし籠木田原義の精良、鶴本城攻守の摸様等を天覽より供給されしかば、臺上にハ時々御下問あり親しく現場として各地方へ派出を命ぜられ此程歸京されたる元老參事院の各議官を召集され午前八時より臨時會議を開かれる筈もと志士議官の内差支ありて一兩日延引されたるよし

在するあらんと云ふ

（註）三重縣下鑓山巡視として近日夫々出でせらるゝ由

と經て歸國したる友人の話より地方の政黨論、政談演説亦人云々の如きによれば、これは東京より考へらるゝ事ある云々可き有様にて何處へ

參謀とも一
先づ政談を始むること到る處曾
内小蒸氣船の乗客あと徒然

行にて一の港に着船して
毎に必らず何か新らしき種を持來り
昨夜は ~~酒~~ にて何某と申す辨士ヶ斯くの演
説を致し其聽衆は幾百人ありと云ふと云ふと聞く
船客も興入り船々自村の演説會などを自慢して居
外の漁舟も尋ねる漁船交との言葉より豊富に議論

そるあり小生ハ元來商用にて韓國巡回致しるゝ何れの取引先へ參りても何時に營りて商況物價の話は次に廻ハシ東京の政黨と如何集會條例の施行と如何あどゝ間掛けられ肝心の商用と話しもせず聽きもせぬと云ふ風より甚ざ困却致したゞ最も驚きしハ某地小生從弟の宅より先月十八日親に七回忌の法事を營む筈みて親類縁者へ案内を出し當日之檀那寺の住寺をも招き置きるが近鄰は政談親睦會を發起したる者ありて生憎從弟ダ親に命日十八日より催びことゝなりふるより從弟の狼狽一方ならず種々相談致しきれども到底親睦會と同日にて之來客は一人もあるまことに事にて俄々法事の日延を致したるケ命日より法事を爲ざり夫は今年が始めてゆゑ氣よ濟まぬと申居たるが尤もの事あり實に近日地方の人氣は不思議至極逆も東京人より想像の出來ぬ云々と云へど

○朝鮮への海底電線 曾て本紙上に於ても朝鮮國へ電線を架設するの必用なると論したるグ今般我政府よくハ彌々朝鮮國釜山港へ電線を架設せらるゝと決志其用に供せんダ爲め雇入れられる丁抹國漁船ストル、ノルヤック號ハ去る十五日横濱港へ入津したるを以て晝夜の別あく該工事より必用なる器具類を積み入れた乞い直より其工事より着手せらるゝし

○各省爲換方 是迄各省廳へ置きたる爲換方は本日より更に大藏省出張金錢取扱所と改稱せられるよし

○外教朝鮮に入らんとす 大坂神戸間に布教して居る耶蘇教師グーザンオーグ氏ハ京濱間在留の諸教師と謀りし上朝鮮人民へ布教せんとて過日元山津へ向け出發せりと又府下在留教徒も五六名至急同所へ趣く由

○山林局 目下起草中ありし森林法律制定の上は今之山林局を本省より分離し別に一局を設置し全國へ六分局を置くことにある由又山林大學校をも之に附屬し生徒を教育して大に山林のことより盡力せし先らるゝ見込などと云ふ

○共同運輸會社(前号ノ續キ)

斯ノ如ク沿海各道ノ運輸壅塞シ各所ノ產物ハ爲メニ産地ニ留堆シテ商業ノ活潑ヲ失シ爲メニ製粟力テ阻害スルカ如キノ現況ヲ呈出シタルハ世上喧嘩スル所ニ違ハサルヲ以テ政府大ニ海運ヲ獎勵シ之ヲ振起セシムルハ平時運輸ノ一方ニ就テ甚ダ必要ナルノミナフヌ有事ノ日ニ在テ緊急ノ要務ナリト考斷シ其方法如何ヲ討察スルニ千七百九十二三年ニ際シ英國ニ於テ彼著明ナル南海貿易ノ失敗ニ依リ大ニ運輸ノ梗塞ヲ引起シタルノ時ニ方リ其議院ハ之ヲ救治スルノ莫止ムチ得サルヲ切論シ終ニ五百萬磅ノ貸附金ヲ人民ニ許可シタルカ如キ方法モ施行センカ凡ソ政府ヨリ資金ヲ貸與ノ一事業ヲ獎勵スルベハ其業ノ何タルヲ問ハス好良ノ結果ヲ見ル

日之ヲ許可スルノ事ニ不可ナルハ更ニ吉ナ俟タサルナリ然フハ近時佛國政府カ舉行スル如ク船主及ヒ造船者ニ過度ノ保護金ヲ下附セシカ其金額甚ア巨額ニ達ス可ケレハ之ヲ支出スルト萬々難カル可シ然フヘ低度ノ割合ヲ以テ之ヲ下付セシカ保護ノ力競分シテ到底其効驗ナ見ルコト能ハサル可レ此故ニ政府ハ新タニ深輸會社ノ設立ヲ翼賛スルノ優レルコ如クスト断定シタルナリ然ルニ俄然一二ノ反對論ヲ提出フルモニアリテ此學ヲ目シ政府ハ民業ニ干涉シ自ラ一大運輸商社ヲ創始シタリト云フカ如キ譲安ヲ吐露シ或ハ新聞紙上ニ之ヲ譲々スル者ナニニアラサルヲ以テ爰ニ本社ヲ設立ヲ翼賛スルノ目的ヲ述ブルハ敢テ不用ノ辨ニアラサルヲ信ス抑政府カ本社ノ設立ヲ贊ケ其成立ヲ望ミタルハ平常非常ニ於テ兵商二途ニ欠ク可カラサルノ目的ヲ兩全セシガ爲メナリ故ニ政府ハ本社ノ株金ニ加フ可キ金額ヲ以テ戰時供用ニ足ル可キ船舶ヲ製造シ本社ニ下付シ中外ノ運輸ニ供用セシム可シト雖モ毎ニ海軍附屬船トナシ非常ニ際シ何時ニテモ海軍卿ノ召募ニ應セシメ且其各船ニハ海軍士官ナ實地修業ノ爲メ乗組シム可シト規定シタルニ依リ一方向ニ於テハ政府カ本社ノ船舶ナ以テ非常ノ虞ニ備フルノ用心ヲ見ル可ク然レニ斯ノ如ク特殊ノ義務ヲ負擔セシムガ故ニ本社ニ與フルニ亦特殊ノ典ナ以テセサル可カラス故ニ政府ハ戰時供用スベキ船舶建造ノ増費ハ之ヲ政府ノ株金ニ加フ可カラズト爲シ而シテ又政府ニ於テ領スベキ利益ハ其株金ニ對シ年二歩ナ以テ限リトシ其以上ハ之ヲ保險準備ニ組入レ又ハ株主ニ配當ヲ許ス可シト爲シ且政府ニ於テ領スル二歩ノ利益ハ之ヲ海運獎勵ノ爲メ使用スペシト爲シタルヲ以テ他ノ一方ニ於テハ本社ノ營業ヲ伸張シ大ニ海運ヲ振作セシムルノ旨趣ナルヲ知ル可シ是ニ由テ之ヲ觀レハ政府ハ決シテ民業ニ干涉シテ私ニ其利ヲ壟斷スルニアラヌ要スルニ兵商兩事ニ備ヘン爲メ國家ノ長計ヲ爲スモノナリ今此説明ヲ畢ルニ隨シテ殊ニ一言ス可キモノアリ政府カ本社ノ設立ヲ翼賛スルノ目的ハ既ニ斯ノ如クナルヲ以テ其株主ハ汎ク全府縣ヨリ募集シ偏セス黨セス供ニ俱ニ奮闘シテ政府ノ旨趣ヲ空フセサフンコトヲ希望スト云爾

○英國　國東洋　前田篤　旬佛國　○陸軍　○山縣有朋　○精業
某を立てる　立てる　作分局　○ボス　○ベイ　○千家　○大尉
權大將　法省　○月給　在留の　及び　權大將　金員　先般被
列せらる　せられ　せらる　望多く　より　及び
○相原　新聞　其家　一室に　れを玉　して　ものか
ある事　由黨　よ於て